

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税28) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税34)
		② 上記以外の税目	(事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除(法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの:15% イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) (2) 所得控除(法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間) ※(1)との選択制。 2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。

		【その他】 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 ・租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条 ・租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2 ・地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号、附則第 33 条 ・地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局	経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5人) ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超) 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインター

			ネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋) 強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄の振興について(令和5年11月13日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋) 情報通信関連企業の企業数については、情報通信インフラの整備・拡充や税制特例による企業誘致により、堅調に企業集積が進んでいるが、今後、商品・サービスの高付加価値化や人材の高度化など、稼ぐ力の向上に向けた施策の展開の強化が必要である。 〈参考〉 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動

			であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域 3～8項 (略) (情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略) (課税の特例) 第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○ 沖縄振興基本方針(令和4年5月10日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向
--	--	--	--

			(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーションを迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。 このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。 (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標(令和8年度末まで) ・税制を活用した新規立地企業の数 2社/年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%/年

				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																																																		
10	有効性等	①	適用数	1 過去5年間の適用数 (単位: 件) <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>19</td><td>19</td><td>13</td><td>8</td><td>23</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>21</td><td>20</td><td>14</td><td>9</td><td>24</td></tr><tr><td>事業税</td><td>20</td><td>12</td><td>15</td><td>14</td><td>15</td></tr></table> ※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和5年度は沖縄県調べ。 ※法人住民税は所得控除件数及び投資税額控除件数を合計した推計値。 ※R5 年度は沖縄県調べ。 2 今後の適用数の見込み 令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。 (単位: 件) <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>事業税</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td></tr></table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	所得控除	2	1	1	1	1	投資税額控除	19	19	13	8	23	法人住民税	21	20	14	9	24	事業税	20	12	15	14	15		令和6年度	令和7年度	令和8年度	所得控除	1	1	1	投資税額控除	16	16	16	法人住民税	17	17	17	事業税	15	15	15
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																	
所得控除	2	1	1	1	1																																																	
投資税額控除	19	19	13	8	23																																																	
法人住民税	21	20	14	9	24																																																	
事業税	20	12	15	14	15																																																	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																			
所得控除	1	1	1																																																			
投資税額控除	16	16	16																																																			
法人住民税	17	17	17																																																			
事業税	15	15	15																																																			
		②	適用額	1 過去5年間の適用額 (単位: 百万円) <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>20</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>542</td><td>568</td><td>526</td><td>104</td><td>1,032</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>71</td><td>46</td><td>37</td><td>7</td><td>1</td></tr><tr><td>事業税</td><td>67</td><td>43</td><td>108</td><td>104</td><td>80</td></tr></table> ※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度までは「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※法人住民税について、令和元年度から令和4年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※R5 年度は沖縄県調べ。 2 今後の適用額 令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。 (単位: 百万円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	所得控除	20	2	3	2	2	投資税額控除	542	568	526	104	1,032	法人住民税	71	46	37	7	1	事業税	67	43	108	104	80																				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																	
所得控除	20	2	3	2	2																																																	
投資税額控除	542	568	526	104	1,032																																																	
法人住民税	71	46	37	7	1																																																	
事業税	67	43	108	104	80																																																	

				令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
			所得控除	6	6	6
			投資税額控除	586	586	586
			法人住民税	40	40	40
			事業税	80	80	80

③減収額

1過去5年間の減収額

(単位:百万円)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
所得控除	5	1	1	1	1
投資税額控除	542	569	526	104	1,032
法人住民税					
所得控除	0	0	0	0	0
投資税額控除	71	46	37	7	40
事業税	67	43	108	104	80
合計	685	643	672	216	1,153

※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

※法人住民税の所得控除及び投資税額控除については、R1 年度から R4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

※R5 年度は沖縄県調べ。

2今後の減収見込み

令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。

(単位:百万円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
所得控除	1	1	1
投資税額控除	586	586	586
法人住民税			
所得控除	0	0	0
投資税額控除	40	40	40
事業税	80	80	80
合計	707	707	707

④効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1政策目的の達成状況

令和5年度における県内に立地した情報通信関連企業 563 社

令和5年度における情報通信関連企業の労働生産性上昇率 1.0%

2達成目標の実現状況

本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。

【令和4年度から令和6年度における測定指標】

・税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年

・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

	令和4年度	令和5年度
県内の情報通信関連企業(社)	531	563
情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0

※沖縄県調べ。

			測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。いずれも本税制の後押しによる効果が発現しているものと評価され、本税制は沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。 3 達成目標に対する将来の効果 【令和7年度から令和8年度における測定指標】 ・税制を活用した新規立地企業の数 2社／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2％／年 本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値 1.1 を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の 2011 年から 2021 年の平均上昇率 1.2 を用いることとした。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和5年度における県内の情報通信関連企業は 563 社と着実に増加している。また、本制度を活用した企業の労働生産性上昇率についても 1%以上となっており、県内情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られている。 4 税制を活用した新規立地企業の適用実績が僅少な理由 新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	令和3年度県民経済計算を用い、県内における情報通信関連企業による経済効果を推計したところ、情報通信関連企業の雇用によって県内の総生産を 7,096 百万円押し上げる効果があった。本制度による令和3年度の減収額 527 百万円と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。 ・情報通信産業における就業者一人当たりの生産額: 8,528,576 円(A) ・税制を活用した立地企業の雇用者数: 832 人(B) ・税制を活用した立地企業による経済効果: 7,096 百万円 ※就業者一人当たりの生産額は、令和3年度県民経済計算（沖縄県企画部作成・令和6年1月19日公表）による名目別県内総生産及び経済活動別雇用者数に基づき推計。 ※税制を活用した立地企業の雇用者数については沖縄県調べ。

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解			
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月（R3 内閣 11）